行政サービス実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用				
⑴損益計算書上の費用				
医療事業費	310,350,064,091			
未払賃金立替払業務費用	7,473,985,526			
受託経費	56,002,983			
一般管理費	3,023,348,243			
財務費用	90,597,694			
雑損	9,246,649			
臨時損失	591,725,395	321,594,970,581		
⑵（控除）自己収入等				
医療事業収入	△291,436,306,398			
寄付金収益	△　65,095,609			
政府受託収入	△　57,130,880			
財務収益	△　157,186,179			
雑益	△　3,391,815,669			
臨時利益	△　36,111,529	△295,143,646,264		
業務費用合計				26,451,324,317
Ⅱ　損益外減価償却相当額				660,724,717
Ⅲ　損益外除売却差額相当額				187,764,553
Ⅳ　引当外賞与見積額			※13	2,635,878
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			※14、※15	293,959,257
Ⅵ　機会費用				
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	128,452,683			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	0			128,452,683
Ⅶ　（控除）国庫納付額				△　9,346,888
Ⅷ　行政サービス実施コスト				27,715,514,517

【重要な会計方針】

当事業年度より、改定後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改定前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、期間進行基準及び費用進行基準を採用しております。

⑴　看護専門学校事業、治療就労両立支援センター事業の業務経費

期間進行基準を採用しております。

⑵　上記（看護専門学校事業、治療就労両立支援センター事業の業務経費）以外

費用進行基準を採用しております。

これは、当機構の業務は多岐に亘っており、それぞれが複雑に関連していること等から、看護専門学校事業、治療就労両立支援センター事業の業務経費以外については、個々の業務の達成度の把握や一定の期間の経過を業務の進行とみなすことについて客観的な基準が示せず、業務と交付金の対応関係を示すことが困難であることから、業務達成基準、期間進行基準を採用しておりません。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～47年
構築物　　10～60年
器具・備品　４～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア　５年

⑶　リース資産

Ⅰ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

Ⅱ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

４．貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒引当金は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

⑴　労災病院事業

労災病院事業については、運営費交付金等により財源措置がなされていないため、職員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

⑵　労災病院事業以外

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

６．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

⑴　労災病院事業

労災病院事業については、運営費交付金等により財源措置がなされていないため、職員の退職給付に備え、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき引当金を計上しております。